

## 規制影響分析書

|                 |   |
|-----------------|---|
| 規制の名称           | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく規制対象となる構造が特殊な自動車   |
| 担当部局            | 環境省水・大気環境局自動車環境対策課<br>電話番号： 03-5521-8302<br>e-mail: kanri-jidosha@env.go.jp   |
| 評価実施日           | 平成17年11月16日   |
| 政策目的            | 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、基準に適合しないものの使用の規制の措置等を講ずることにより、大気汚染の防止を図る。  |
| 規制の内容           | <p>特定特殊自動車の定義は法第2条において、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車、建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)第2条に規定する建設機械に該当する自動車その他の構造が特殊な自動車であって政令で定めるもの、としているところ。政令で定めるものとして、下記の自動車を規制対象とするもの。<br/>連続式バケット掘削機、くい打ち機及びくい抜き機、アースオーガー、タワークレーン、ドリルジャンボ、その他特殊の用途に使用するために製作された自動車として主務大臣が定めるもの</p> <p><b>根拠条文</b> 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第2条第1項第2号</p> |
| 期待される効果         | 形態としては特殊自動車と同様である自動車でありながら、道路運送車両法の区分上、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に該当しない自動車を本法の規制対象とすることにより、法の公平性が保たれるとともに、大気汚染の防止を図ることができる。   |
| 想定される負担         | 特定特殊自動車として定義づけられたものは、原則として基準適合表示が付されているものでなければ使用できなくなる。なお、基準適合表示を付すためには、特定原動機の型式指定、特定特殊自動車の型式届出等の手続きが必要となる。   |
| 想定できる代替手段との比較考量 | 法律で定められている事項を具体化したものであり、代替手段はない。  |
| 備考              |   |
| レビュー時期          | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。  |

## 規制影響分析書

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制の名称           | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく規制対象となる物質   |
| 担当部局            | 環境省水・大気環境局自動車環境対策課<br>電話番号： 03-5521-8302<br>e-mail: kanri-jidosha@env.go.jp            |
| 評価実施日           | 平成17年11月16日  |
| 政策目的            | 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、基準に適合しないものの使用の規制の措置等を講ずることにより、大気汚染の防止を図る。                   |
| 規制の内容           | 特定特殊自動車排出ガスとして一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物及び粒子状物質を定義づけるもの。<br>根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第2条3項 |
| 期待される効果         | 大気の汚染に関し、国民の健康を保護すると共に生活環境の保全が図られる。  |
| 想定される負担         | 使用者は、特定特殊自動車を使用するときは、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物及び粒子状物質の排出が抑制されるよう、法律に定められた義務を遵守しなければならない。   |
| 想定できる代替手段との比較考量 | 本政令で定める物質を追加あるいは削減することが考えられるが、前者の場合は使用者等に過大な負担となり、後者の場合大気汚染の防止が図られないおそれがある。            |
| 備考              |  |
| レビュー時期          | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。                     |

## 規制影響分析書

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制の名称           | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく少数生産車の承認を受けることができる台数  |
| 担当部局            | 環境省水・大気環境局自動車環境対策課<br>電話番号： 03-5521-8302<br>e-mail: kanri-jidosha@env.go.jp  |
| 評価実施日           | 平成17年11月16日  |
| 政策目的            | 少数しか製作及び輸入されない特定特殊自動車に対して、排出ガス基準の特別措置を認めることにより、使用規制の円滑な施行を図る。  |
| 規制の内容           | <p>法第12条第3項の規定に基づき、政令で定める台数以下の同一の型式に属する特定特殊自動車の製作等をした場合であって、主務大臣の承認を受けたときは、少数特例表示を付することができる。<br/>この台数を各年度につき30台とするもの。</p> <p><b>根拠条文</b> 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条第3項</p>  |
| 期待される効果         | 少数しか製作及び輸入されない特定特殊自動車に対して排出ガス基準の特例措置(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)を認めることにより、環境への影響を最小限に抑えつつ、当該特定特殊自動車の価格の高騰や製造中止等を防ぎ、当該特定特殊自動車の使用者への過度な負担を防ぐことができる。   |
| 想定される負担         | 主務大臣の承認の手続きが発生するが、特定原動機の型式指定の申請(法第6条第1項)及び特定特殊自動車の型式届出(法第10条第1項)の負担と比べ、大幅に軽減される。   |
| 想定できる代替手段との比較考量 | <p>代替手段として、政令で定める台数を少なくする又は多くすることが考えられる。<br/>台数を少なくした場合、法第12条第3項の規定の適用を受ける特定特殊自動車が少なくなり、当該特定特殊自動車の価格の高騰や製造中止等により、当該特定特殊自動車の使用者への過度な負担が生じることが考えられる。<br/>台数を多くした場合、型式指定特定原動機でない原動機が増加し、本法の目的である大気汚染の防止の効果が少なくなると考えられる。</p> |
| 備考              |  |
| レビュー時期          | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。   |

## 規制影響分析書

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制の名称           | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく登録検査機関の登録の更新の年数   |
| 担当部局            | 環境省水・大気環境局自動車環境対策課<br>電話番号：03-5521-8302<br>e-mail：kanri-jidosha@env.go.jp  |
| 評価実施日           | 平成17年11月16日  |
| 政策目的            | 定期的に登録要件に対する適合性を確認することにより、登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関の公正性を確保する。   |
| 規制の内容           | <p>法第20条第1項(法第27条において準用する場合を含む。)の規定により、登録は3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、登録の効力を失うこととなっている。<br/>この政令で定める期間を3年とするもの。</p> <p>根拠条文等 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第20条第1項(法第27条において準用する場合を含む。)</p> |
| 期待される効果         | 登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関の公正性を確保する。   |
| 想定される負担         | 特定原動機検査事務及び特定特殊自動車検査事務を継続して行おうとする場合は、3年ごとに登録の更新の申請をしなければならない。  |
| 想定できる代替手段との比較考量 | 代替手段として、政令で定める期間を長くすることが考えられる。<br>しかし、本法律が新規に制定されたものであり、現時点で登録特定原動機監査機関及び登録特定特殊自動車検査機関が存在しない。そのため、実際にこれらの機関の公正性が確認されていないため、更新までの期間を長くすることは不適切であると考えられる。                              |
| 備考              |  |
| レビュー時期          | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。   |

## 規制影響分析書

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制の名称           | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく登録検査機関に納める手数料   |
| 担当部局            | 環境省水・大気環境局自動車環境対策課<br>電話番号：03-5521-8302<br>e-mail：kanri-jidosha@env.go.jp  |
| 評価実施日           | 平成17年11月16日  |
| 政策目的            | 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づく登録機関制度の適正な運用   |
| 規制の内容           | 検査を受ける者が登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関に納めなければならない手数料の額は、それぞれ登録特定原動機検査事務の実施に関する規程及び登録特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程において定める額とするもの。   |
|                 | 根拠条文等 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第1項   |
| 期待される効果         | 登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関の健全な競争効果   |
| 想定される負担         | 特定原動機検査事務及び特定特殊自動車検査事務を行おうとする者は、継続して検査事務を行うために必要な手数料(他の登録機関も意識した原価と利益)を算出する必要がある。  |
| 想定できる代替手段との比較考量 | 代替手段として、手数料の額を国が一律に規定することが考えられる。<br>しかし、本法では民が行えるものは民にまかせるとの趣旨から、特定原動機監査機関及び特定特殊自動車検査機関は一定の要件を満たした者は誰でも登録が可能な制度(登録機関制度)としており、検査の手数料についても一般の市場原理にそったもの(登録機関毎に原価と利益を考慮し設定)とすることが適当である。 |
| 備考              |  |
| レビュー時期          | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。   |